

現場説明書

1. 業務の名称 平成22年度単価契約岐阜国道事務所建設資材価格等調査業務

2. 現場説明会 本業務内容は、入札説明書、契約書案、中部地方整備局競争契約入札心得、図面、仕様書及び現場説明書(以下「設計図書等」という。)によるものとし、現場説明会は実施しない。

3. 仕様書等に対する質問及び回答について
 - (1) 質問書提出期間
平成22年2月2日から平成22年3月5日まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から16時00分まで

 - (2) 質問書提出方法
質問は、文書(書式自由、ただし規格はA4判)により行うものとし、持参、郵送、電送又は電子メール(着信を確認すること。)のいずれの方法でも可能とする。なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

 - (3) 質問書提出先
〒500-8262 岐阜市茜部本郷1-36-1
国土交通省 中部地方整備局 岐阜国道事務所 経理課
電話 058-271-9812
FAX 058-271-0214
メールアドレス: keigifu@cbr.mlit.go.jp

 - (4) 回答書閲覧期間
回答の翌日から開札日の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から16時00分まで

 - (5) 回答書閲覧場所
中部地方整備局岐阜国道事務所2階閲覧室掲示板

説 明 事 項

1 入札（又は見積書の提出）について

- (1) この業務の入札（又は見積書の提出）に当たっては、一般競争入札の公告（又は見積依頼書） 函面、仕様書、中部地方整備局競争契約入札心得（又は中部地方整備局随意契約見積心得）、契約書（案）及びこの現場説明書をよく確認の上、入札書（又は見積書）を提出するものとする。
- (2) この業務の入札（又は見積書の提出）に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 落札者（又は契約の相手方）の決定について

落札者（又は契約の相手方）の決定については、一般競争入札の場合は、入札を行った者のうち契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とする。随意契約による場合は、予定価格の範囲内であって、見積書を提出した者のうちから、経済的、技術的に有利と認められる者を契約の相手方に決定する。

なお、一般競争入札の場合は、

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第85号（同令第98条において準用する場合を含む。）の基準を設定する場合がある。
- (2) 基準価格((1)の基準が設定されている場合に限る。以下同じ)を下回った入札が行われた場合には、入札を「保留」として終了し、調査の上、その結果を後日通知する。
- (3) 基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
- (4) 基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力するものとする。
- (5) 調査期間に伴う当該業務の履行期間の延長は行わない。

3 契約書頭書の「調停人」について

発注者と受注者との協議により、調停人をあらかじめ選任することとなった場合は、この欄にその氏名を記入するものとする。

4 前払金等の請求について

- (1) 前払金を請求できる業務については、契約締結後、保証事業会社の保証を得たときは、業務委託料等の30/100以内の金額を前払金として請求することができる。
- (2) 支払回数は、3回以内とする。

5 契約書の修正について

- (1) 業務委託等契約書（単価契約・現場なし）第19条第1項の「実施月の」を削除する。
- (2) 業務委託等契約書（単価契約・現場なし）第20条第1項に「ただし、この請求は履行期間中3回を超えることはできない。」を挿入する。

6 単価契約について

本入札（見積）については業務内訳のうち最も総額（単価×予定数量）の大きいものの単価（「資材E - 」1件当たりの単価を見積もるものとする、以下「基準単価」という。）をもって入札することとする。各業務の単価については、基準単価を100として、基準単価に対する単価比率により計算し、このとき円未満は切り捨てるものとする。この単価に5/100を加算した金額を契約単価とする。このとき、円未満は端数処理しないものとする。

